

ご意見・ご提案		受付年月日	令和6年5月7日
件 名	議員除名の発議について		
内 容	最近 YouTube で浅口市議会の様子がよく上がっており、その様子を拝見するに、議会中での議員らしからぬ言動に驚愕しました。議会の進行を乱す暴言、自分勝手な振る舞いは、市民として許すことはできません。ぜひ一般人よりも品性の劣る議員の辞職を強く希望します。議員による当該議員の除名の発議を行うようお願いします。		
回 答		回答年月日	令和6年5月8日
回答部課	議会事務局		
内 容	議員は選挙で選ばれた以上、除名も正当な手順を踏む必要があります。「除名の発議」とは辞職勧告決議のことと思われますが、法的拘束力はありません。可決されても本人の意向によっては議員を続けられます。 なお、最も重い懲罰の中に「除名」があります。議員による審査の結果、懲罰が確定すれば議員の3分の2以上の者が出席した議会で、4分の3以上の者が同意した時に成立します。 いずれにしても、市議会議員のうち2人以上からの要求がなければ議題となりませんが、上記のような要求は出てきていないのが現状です。		